令和８年度 久留米の魅力 ターゲットプロモーション業務仕様書

１．業務名称

令和８年度 久留米の魅力 ターゲットプロモーション業務

２．業務委託期間

契約締結の日から令和９年３月３１日まで

３．履行場所

久留米市の指定する場所

４．目的

本業務では、福岡都市圏居住者や子育て世代など、久留米市が移住のターゲットとしている対象者に対して、市の移住支援策や魅力等の情報を効果的に発信し、市への関心や移住意欲の向上を図るとともに、情報接触後の意識変容等を把握することを目的とする。

５．業務概要

受託者が確保・運用しているモニター又は会員等（以下、モニター等）に対して、久留米市の移住支援策や魅力について情報発信を行う。また、併せて受信者に対してアンケートを実施するもの。

６．情報発信方法

インターネットを通じて１回発信

７．業務内容

（１）業務実施計画書の作成

受託者は速やかに、契約書、仕様書に基づき業務実施計画書（案）を作成し、久留米市と協議を行うこと。

（２）調査対象者の抽出

モニター等に対するスクリーニング調査（予備調査）を実施し、「８.情報発信対象者」や「９.アンケート回収数」の条件を満たすことができるモニター等を抽出する。

（３）情報発信内容（コンテンツ）の作成

久留米市と協議し、情報発信内容について決定し、情報発信のためのプロモーション画像を２つ制作すること。

（４）アンケートの作成

久留米市と協議し、情報発信者に対して実施するアンケートを作成する。なおアン

ケート数は 10 問以上とする。

（５）情報発信・アンケート実査

上記（３）で受託者が作成したプロモーション画像２つに加え、久留米市が作成したプロモーション画像を、上記（４）で作成したアンケートと併せて、インターネットを通じて、上記（２）で抽出したモニター等に送付する。なお、実施にあたって、作成した送付画面の構成は事前に久留米市の承認を得ること。

（６）データ集計

①データ集計・分析

②実施報告書作成

（７）実施報告

アンケート回収及び、データ集計・分析の完了後、久留米市に対して実施報告を行うこと。

８．情報発信対象者

次の地域に居住している 20 代～60 代までの男女とする。なお、可能な限り、受託者が持つノウハウの中で、移住傾向が高いと判断されるものや、福岡都市圏居住者及び久留米市出身者に対して優先して情報発信を行うこと。

（１）福岡都市圏居住者（※１）

（２）（１）と久留米市を除く福岡県内居住者

（３）福岡県近隣県居住者

（４）東京圏居住者（※２）

（５）（４）以外の大都市圏居住者（※３）

※１　福岡都市圏居住者：福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市、古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、宗像市、福津市、糸島市の居住者

※２　東京圏居住者：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県の居住者

※３　（４）以外の大都市圏居住者：岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県の居住者

９．アンケート回収数（有効回答数）

アンケートの回収数（有効回答数）は全体で 10,000 人以上とする。なお、その内訳は次のとおりとし、全体で 20 代～40 代からの回収割合を 50%以上とすること。

（１）福岡都市圏居住者　2,000 人以上

（２）（１）と久留米市を除く福岡県内居住者　1,500 人以上

（３）福岡県近隣県居住者　2,000 人以上

（４）東京圏居住者　3,000 人以上

（５）（４）以外の大都市圏居住者　1,000 人以上

１０．情報発信対象者及びアンケート回収者

（１）情報発信対象者及びアンケート回収者は、「８.情報発信対象者」「９.アンケート回収数（有効回答数)」を基本とするが、受託者が保有する調査ノウハウをもとに、久留米市と協議し決定することとする。ただし、下記（２）及び（３）のモニターの品質管理水準は受託者が保証すること。

（２）不正モニターの排除が適切に行われていること。なお、「不正モニター」とは、下記のモニターをいう。

①不正回答が複数回にわたって見受けられるモニター

②重複・なりすましと判断されるモニター

③その他の理由でリサーチモニターとして不適切だと判断されるモニター

（３）登録属性につき、適切に更新がなされていること。

１１．プロモーション画像について

受託者が作成するプロモーション画像については、久留米市の指示に基づき２つ作成し、久留米市が作成するプロモーション画像と併せて、調査画面に組み込むこと。

１２．久留米市からの情報発信を希望する者への対応について

アンケートにおいて、今後も久留米市からの移住支援策等に関する情報の発信を希望するものについて確認し、希望者については、久留米市がメールアドレス等を取得して、久留米市から直接情報発信できることとする。ただし、希望者の情報の管理や取り扱い方法、久留米市からの情報発信頻度、使用期限などについては、受託者と協議の上、決定するものとする。

１３．情報発信・アンケート実査

情報発信コンテンツやアンケート調査項目の原案に従って、受託者にて送付画面を作成する。なお、送付画面の作成にあたり、校正を２回以上行うこと。またアンケートの設問にあたり、可能な限り表示順位のローテーション等を行い、データの正確性を向上させること。

１４．データ集計（調査票の点検、入力、集計等）・分析

調査票に記入間違い、論理矛盾がないか点検し、属性別に集計、分析すること。

１５．実施報告書作成

（１）久留米市と十分協議の上、データの加工・図表作成などを行うこと。

（２）地域別、年齢別等、特性を把握できるように報告書を作成すること。

１６．納品

次の成果物等を納品すること。ただし、これによりがたい時は、久留米市と協議し、変更することができる。

（１）情報発信・アンケート実査時にモニター等に送付したメール等のテキストデータ

（２）情報発信・アンケート実査時の送付画面の写し

（３）情報発信のために制作したプロモーション画像

（４）その他、下記に示した成果物

名称	形式
ローデータ	情報発信対象者データとアンケートの集計データについて、ＣＳＶデータ（フラグ形式）で納品すること。 また、記述式回答の一覧データも納品すること。
集計・分析データ	アンケートの集計データについて、基本属性と割付軸のクロス集計、及び久留米市が指定する分析軸でのクロス集計を行った集計表を作成し、納品すること。
実施報告書（確定版）	ワードデータ（Ａ４タテ）又はパワーポイントデータ（Ａ４ヨコ）で納品すること。また、集計表及び図表については、エクセルデータでも納品すること。

１７．本業務における制作物の取扱い

（１）本業務の履行における作成物の所有権は、すべて久留米市に帰属するものとする。

（２）成果物が著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下「著作物」という）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第２１条から第２８条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に久留米市に無償で譲渡するものとする。

１８．暴力団排除に関する事項

受託業者は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１） 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

（２） 暴力団等から不当要求による被害又は履行妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。

（３） 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに久留米市と工程に関する協議を行うこと。

（４） 再委託契約（二次以降の再委託契約を含む）の相手として暴力団等と関係のあ

る業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置および再委託契約の解除を求める場合もあること。

（５） 再委託契約を締結するときは、受注者は、再委託者から「誓約書（再委託用)」を提出させ、その写しを久留米市へ提出すること。

１９．障害者差別解消に関すること

業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号)、及び久留米市障害を理由とする差別をなくす条例（令和５年久留米市条例第３５号）を遵守するとともに、久留米市の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

２０．その他

（１）受託者は、久留米市が必要と認めたときは、業務の途中経過を報告すること。

（２）受託者は、個人情報の保護に努めること。(別添１「個人情報取扱特記事項」のとおり)

（３）その他、この仕様書に定めのない事項又は調査内容等に疑義が生じたときは事前に久留米市と協議すること。

別添１

個人情報取扱特記事項

久留米市（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、令和８年度 久留米の魅力ターゲットプロモーション業務（以下「本業務」という。）の個人情報の保護について、次のとおり定める。

（基本的事項）

第１条　乙は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第６６条の規定に基づき、本業務に関して保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じ、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

（保守業者の義務）

第２条　乙は、本業務を処理するために知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

２　前項の規定は、契約期間終了後も同様とする。

（個人情報の保管）

第３条　乙は、本業務を処理するために思想、信条、宗教及び社会的差別の原因となる諸事実に関する個人情報の保管を行ってはならない。ただし、あらかじめ甲の意見を聴き、甲の承諾があるときはこの限りでない。

（個人情報の収集）

第４条　乙は、本業務を処理するために個人情報を収集するときは、その業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

２　乙は、本業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該個人（以下「本人」という。）の同意があるときを除き、本人以外から収集してはならない。ただし、あらかじめ甲の意見を聴き、甲の承諾があるときはこの限りでない。

（目的外使用及び第三者への提供禁止）

第５条　乙は、本業務に係る個人情報を本業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供をしてはならない。ただし、あらかじめ甲の意見を聴き、甲の承諾があるときはこの限りでない。

（授受及び搬送）

第６条　乙は、本業務を処理するため個人情報が記録された資料等の授受及び搬送を行うときは、個人情報の紛失、滅失及び破損等の事故が発生しないようにしなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第７条　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本業務を処理するために、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製をしてはならない。

（個人情報の管理及び返還等）

第８条　乙は、個人情報の保管を行う場合には、個人情報の紛失、滅失及び破損等の事故が発生しないように管理しなければならない。

２　乙は、本業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、契約期間終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

３　乙は、前項ただし書により甲が指示した方法により個人情報を処理した場合は、甲に報告しなければならない。

（廃棄）

第９条　乙は、甲が指定した個人情報を廃棄（消去を含む。）したときは、甲に報告しなければならない。

（委託先の監督）

第10条　乙は、本業務の一部を委託する場合、委託先における本業務に係る個人情報の保護については、乙及び丙が責任をもって監督しなければならない。

（報告等）

第11条　甲は、乙が本業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な事項の報告又は資料の提出を求めることができる。

２　乙は、本業務を処理するための個人情報の取扱いについて、事故が発生したときは、その内容について甲に速やかに報告し、甲の指示を受けなければならない。

（従事者の監督）

第12条　乙は、本業務に従事する者に対して、在職中及び退職後において当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び個人情報の保護に関する法律第１７６条又は第１８０条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知し、必要な監督を行わなければならない。

（実地調査）

第13条　甲は、乙の本業務に係る個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査（以下「実地調査」という。）することができる。尚、甲は、乙が事前に承諾した日時と領域に限って実地調査を行うことができるものとする。

（個人情報の開示、訂正、削除、目的外使用等の中止請求への対応）

第14条　乙は、個人から本業務における自己に関する情報開示、訂正、削除、目的外使用等の中止の請求に応じることができるよう規程の整備を行うなどの必要な措置を講じなければならない。

（損害賠償）

第15条　乙は、この特記事項に定める義務等を履行しないため、又は乙の責めに帰する理由により甲に損害を与えたときは、その損害（調査費用、弁護士費用含む）を賠償しなければならない。

（監査及び検査）

第16条　甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、随時監査又は検査を実施することができる。

（事故時等の公表）

第17条　甲は、この契約による業務に関し、情報セキュリティに関する事件及び事故等が発生した場合は、必要に応じ、当該事故等を公表することとする。